第5回 地方法人課税に関する検討会議事概要

- 1 日時 平成30年10月24日(水)10時00分~11時30分
- 2 場所 合同庁舎2号館7階 省議室
- 3 出席者 堀場座長、植木委員、鎌田委員、中村委員、宗田委員、 上村委員、小西委員、中里委員、吉村委員、 石井委員
- 4 議事次第
- (1) 開会
- (2) 議事
 - ① 新たな偏在是正措置に係る対象税目について
 - ② 譲与税化と交付税原資化
 - ③ 地方税財政の現状等③
- (3) 閉会
- 5 議事の経過
- 〇 まず、会議冒頭に、委員より、小池東京都知事が新たな偏在是正措置の議論を東京オリンピック・パラリンピック協議大会開催後まで先送りするよう要望しているとの報道があるが、本検討会では新たな偏在是正措置について、平成31年度税制改正で結論を得るべく、引き続き検討を行うという理解でよいか、スケジュール感を確認したい旨の発言があった。

この発言に対して、複数の委員から、(「平成31年度税制改正において結論を得る」とした)平成30年度与党税制改正大綱を受けて本検討会が招集されており、その方針を変更する必要はないとの発言や、地方部の県からは、平成31年度の予算編成に大変苦慮しているとの切実な声があるとの発言があり、本検討会として、平成31年度税制改正に向けて、議論を進めていくという方針を改めて確認した。

〇 次に、今後、新たな偏在是正措置の具体的な制度設計に係る検討を深めていくに当たり、まず、偏在是正措置を講じる対象税目について検討する必要があることから、「新たな偏在是正措置に係る対象税目」について、事務局より説明が行われた。

その概要は以下のとおり。

- ・ 平成30年度与党税制改正大綱において「消費税率10%段階において地方 法人特別税・譲与税が廃止され法人事業税に復元されること等も踏まえ」 とされている。
- ・ 現行の地方法人特別税・譲与税制度は、税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置として位置づけられており、既に、法律上消費税率10%段階で廃止することとされている。一方で、廃止決定後に地域間の財政力格差が拡大する新たな状況が生じていること等を踏まえ、新たな偏在是正措置が課題となっている。
- ・ これまでの検討会において、全国知事会のヒアリングにおいて、個人的 見解として、法人住民税については交付税原資化の措置が既にセットされ ており、法人事業税が重要な検討対象となるのではないかとのご意見、全 国市長会のヒアリングにおいて、法人住民税は大幅な交付税原資化が既に 決まっていることから、法人事業税について検討を行うことが重要とのご 意見、全国町村会のヒアリングにおいて、地方法人特別税・譲与税制度の 廃止に伴う法人事業税への復元は、単なる実施では格差が広がるだけ、ま た、新たな偏在是正措置は法人事業税を用いて行うのが適当とのご意見 を、それぞれいただいている。
- ①地域間の財政力格差が拡大する中、消費税率10%段階において、地方法人特別税・譲与税制度が廃止され、法人事業税に復元されれば、さらに財政力格差が拡大すること、②法人住民税法人税割については、地方消費税率の引上げと併せて大幅な交付税原資化を講じている最中であること、③市町村の財政規模は、都道府県と比べて相対的に小さいため、その財政運営への影響について配慮が必要であることから、地方法人課税における税源の偏在を是正する新たな措置については、法人事業税を対象税目として考えることとしてはどうか。
- 〇 これに対して、委員からは次のような意見等があった。
 - ・ 消費税率10%段階において、法人住民税法人税割の税率が都道府県分は 1%となることや、地方法人特別税・譲与税制度の廃止と法人事業税への 復元により、都道府県間の格差が拡大することを踏まえ、都道府県税であ る法人事業税を対象とすべき。
 - 市町村の財政規模は都道府県と比べて相対的に小さいため、財政運営へ の影響について配慮が必要であることから、法人事業税を対象とすること が適当。

- これら委員の意見を踏まえて、今後の検討に当たっては、法人事業税を念頭に議論を進めていくとの方針を確認した。
- 〇 続いて、「譲与税化と交付税原資化」について、事務局より説明が行われた。

前回の検討会では、これまで実施してきた、地方法人課税における偏在是 正措置、すなわち譲与税化や交付税原資化について、その基本的な仕組みや 意義・性格を確認した。

今回は、前回の議論を踏まえつつ、新たな偏在是正措置について、どのような仕組みを基本として考えるのか議論を行うため、譲与税化する場合、交付税原資化する場合、それぞれの留意点等について、事務局より説明が行われた。

その概要は以下のとおり。

- ・ 近年における偏在是正の手法としては、法人事業税の一部を地方法人特別税として国税化し、地方法人特別譲与税として配分する手法と、法人住民税の一部を地方法人税として国税化し、全額を地方交付税の原資とする手法が採られてきた。
- ・ 地方法人特別税については、法定受託事務として、都道府県が法人事業税と併せて賦課徴収を行っている。地方法人特別譲与税は、譲与基準に人口と従業者数という簡素・簡明な指標を用いている。
- ・ 地方法人特別税は、地方税の偏在是正をするために作られた税であること、賦課徴収を都道府県が法人事業税と一体として行っていること、法人事業税の一部を分離して創設される税であること等から、実質的な地方税源であるとの評価。
- ・ 地方法人税は、納税者が法人税と同時に申告納付を行い、国が賦課徴収 を行う仕組み。
- ・ 地方法人税は、その税収全額が地方の固有財源として地方交付税の原資 になることから、地方の貴重な税財源であるとの評価。
- 地方法人特別税、地方法人税のいずれも、税収を交付税及び譲与税配付金特別会計に直入することで、地方の固有財源であることを明確化しているとの評価。
- 前回の検討会においては、
 - 偏在是正の手法として、大きく譲与税化と交付税原資化の手法がある ことが理解できた。
 - 新たな偏在是正措置については、都市と地方が支え合う、持続可能な 社会の構築に向けて、実効性のある措置としていただきたい。

地方譲与税についての考え方は次第に変化してきており、近年、新たな類型が増えてきているものと理解した。

譲与税化と交付税原資化については、今後、両者のメリット・デメリットをはじめ、様々な論点について考えていく必要がある。

・ (具体的な方策については今後の議論であるが、) 今後の検討を進める上では、これまでの仕組みと同様に、地方税財源としての性格を明確にするため、交付税及び譲与税配付金特別会計に直入することは必要となるのではないか。

また、納税者である法人や、地方団体が行う課税実務にも配慮した検 討が必要となるのではないか。

といったご意見をいただいたところ。

- 譲与税化する場合の留意点としては、
 - これまでの偏在是正措置においても、地方税の一部を譲与税化したものについては、「実質的な地方税源」とされており、地方税財源として、より地方税に近い性格を有する。
 - 地方譲与税は、客観的な指標に基づいて譲与されるため、譲与税化された財源の再配分の状況が明確。
 - ・ また、あらかじめ設定された客観的な指標に基づいて譲与されるため、地方団体において、収入に対する予見可能性が高い。
 - 地方譲与税は、賦課徴収を担う不交付団体にも譲与される。
 - 地方譲与税は不交付団体にも譲与されるため、交付税原資化と比較して、一定の偏在是正効果を得る場合に必要な規模が大きくなる。

といったことが挙げられる。

- 一方、交付税原資化する場合の留意点としては、
 - ・ 交付税原資化された財源は地方交付税総額の一部となり、地方交付税 は地方団体の財政需要と収入の状況に基づいて交付されることから、交 付税原資化された財源だけを取り出して、どの地方団体にどれだけ配分 されるか特定しがたいとの指摘があり得る。
 - 地方交付税は、賦課徴収を担う不交付団体には交付されない。
 - ・ 全ての都道府県において地方税の大幅な減収が一旦生じるため、留保 財源部分も含め、財源措置が確実になされるのか財政運営上の懸念を抱 かれる可能性がある。
 - 交付税原資化は、同規模の措置を講ずるとすると、譲与税化と比較して、偏在是正効果が大きい。

といったことが挙げられる。

①これまでの偏在是正措置において、譲与税化も交付税原資化も、いず

れも地方税財源としての性格を明確にしてきているところであるが、地方税の一部を譲与税化したものについては「実質的な地方税源」とされており、より地方税に近い性格の地方財源と考えられる、②地方譲与税は、客観的な指標に基づいて譲与されるため、財源の再配分の状況が明確であるとともに、収入に対する予見可能性が高いと考えられる、③地方交付税は、賦課徴収を担う不交付団体に交付されないが、地方譲与税は、不交付団体にも譲与される、④一方で、地方譲与税は不交付団体にも譲与されるため、一定の偏在是正効果を得る場合に必要な規模が、不交付団体に交付されない交付税原資化の場合と比較して、大きくなる。

以上を踏まえ、地方法人課税における税源の偏在を是正する新たな措置の方策については、譲与税化により実効性のある偏在是正措置とすることができる場合には、譲与税化を基本として考えることとしてはどうか。一方で、十分な偏在是正効果を得られない場合には、交付税原資化も視野に入れて検討することとしてはどうか。

- これに対して、委員からは次のような意見等があった。
 - 譲与税化と交付税原資化の、それぞれのメリット、デメリットについて、よく整理がなされた。
 - 地方団体の行財政運営を考えると、地方譲与税のメリットである収入に 対する予見可能性は重要。
 - ・ 譲与税化が妥当と考える。その際、地方財政において中心となるのは地 方税であり、地方譲与税は補完的な役割を担う点に留意が必要。
 - ・ 納税者の理解を得る観点からは、都道府県が法人事業税と併せて賦課徴収を行うことが合理的。その場合、譲与税化であれば、賦課徴収を担う不交付団体にも一定程度、財源が配分されるため、不交付団体も含めた都市部と地方部の両方の理解が得やすい。
 - 交付税原資化は、偏在是正効果が大きいことがメリットであるものの、 税である以上、納税者や地方団体の理解を得られるかが大事であり、その 面で優れている譲与税化を基本として考えるべき。
 - ・ 譲与税化については、今後、実効性のある偏在是正措置とすることとの 関係で、必要な規模が大きくなることが課題となってくるのではないか。
 - ・ 譲与税化と交付税原資化については、検討会として両者のメリット、デメリットをよく整理し、今後、与党の税制改正プロセスにおいて具体的な 偏在是正規模等が議論される中で、実効性のある形で決定されればよいのではないか。
 - 交付税原資化する場合の留意点として、地方交付税が不交付団体には交

付されないことが挙げられている。譲与税化を基本として考えることについて異論はないが、地方消費税に係る徴収取扱費を国に支払うのと同様に、徴収取扱費を都道府県に支払えばよいのではないか。

- O また、委員から、法人事業税は外形標準課税を導入しているが、譲与税化 の場合、交付税原資化と比べて規模が大きくなるため、所得課税部分では収 まらない懸念があるのではないかとの質問があった。これに対し、事務局から、これまで地方財政審議会から、外形標準課税を拡大すべきとのご意見を いただいている。譲与税化により規模が大きくなる場合に、所得課税部分を 超えて譲与税化を行うべきかについては、大きな議論となるとの説明があった。
- これら委員の意見を踏まえて、今後の検討に当たっては、譲与税化により 実効性のある偏在是正措置とすることができる場合には、譲与税化を基本と して考えることとし、一方で、十分な偏在是正効果を得られない場合には、 交付税原資化も視野に入れて検討していくという方針を確認した。
- O 続いて、これまでの検討会において、委員から、地方税財政制度としては不交付団体と交付団体との均衡を考えるべきといった意見があったことから、地方税収が全体として増加する中での、不交付団体と交付団体の財政状況について確認するため、「地方税財政の現状等」について、事務局より説明が行われた。

その概要は以下のとおり。

- 平成23年度以降、いわゆる一般財源総額実質同水準ルールがある中で、 交付団体では、社会保障関係費等の歳出の増加に対し、事業の選択と集中 などの財政運営努力により財源を確保し、対応してきている。この一般財 源総額実質同水準ルールは、今後も継続されていく方向。
- ・ 近年の一般財源の状況をみると、交付団体では微増にとどまっている一方で、不交付団体では大きく増加している。このほか、一人当たり地方税・基金残高・地方債残高をみても、不交付団体と交付団体の均衡が大きく崩れている状況。
- これに対して、委員から、地方税財政制度としては、交付団体と不交付団体のバランスが重要であり、交付団体の財源が増加しない中で、不交付団体の財源が増加する現在の構造には問題があるとの意見があった。